

審議会等会議録 要約版

審議会等の名称	令和5年度第2回山口市人権施策推進審議会
開催日時	令和6年1月31日（水曜日）14:00～15:00
開催場所	平川地域交流センター 講堂
公開・部分公開の区分	公開
出席者	<審議会委員>上野千恵、小林恵美子、島田愛子、武波義明、中手眞弓、長村淑子、西 公男、西山香代子、馬場幹雄、増本好夫、松原幸恵、柳井敏和、山田圭介 以上13名（敬称略）
欠席者	井上 昇、金子敬史 以上2名（敬称略）
事務局	<地域生活部>藤井地域生活部長、山崎部次長 <人権推進課>徳田人権推進課長、吉松人権推進室長、野村副主幹、小下主査 <生活安全課>山本生活安全課長
議題	山口市パートナーシップ宣誓制度について
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 部長挨拶</p> <p>3. 会長挨拶</p> <p>4. 議事</p> <p><議長></p> <p>それでは次に、議事に入ります。「山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（修正案）について」です。</p> <p>これについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p><事務局①></p> <p>事務局から説明させていただきます。主に利用しますのは資料3、資料4、資料5です。</p> <p>今日追加でお配りしました「逐条解説（案）」で補足の説明をします。</p> <p>資料3はパブリックコメントに寄せられたご意見と本市の見解をまとめたものです。すでにホームページで公開してしまっており、事前にお配りしたとおりです。</p> <p>資料4はパブリックコメント時の素案に修正を加えた修正案です。</p> <p>資料5でお示ししたとおり、8条のみ、わかりやすい表記に変更しています。</p> <p>あとの修正案の条文はパブリックコメント時の素案と同じものです。</p> <p>基本的には変更していません。</p> <p>それでは、前回7月の審議会からの状況をご報告します。</p> <p>まず、前回の7月の審議会におきまして、「山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の原案をお示しし、審議会の委員の皆様から貴重なご意見を頂戴いたしました。同時に総務課の文書担当にも原案を見てもらいまして、原案の語句をさらに検討いたしまして、市議会へお示しする案を作成し、8月下旬に市議会にお示ししたところ、市議会から分かりやすい書き方でのご意見を頂戴いたしま</p>

したので、その語句の一部を見直し、また審議会のご意見もあわせまして、パブリックコメント用の「素案」といたしたところです。

この「素案」につきましては、パブリックコメントの開始前に、審議会委員の皆様へお示しし、ご覧になっているかと思えます。それから11月にパブリックコメントとして市民の皆様はこの「素案」を公開いたしました。

資料3は、パブリックコメントに寄せられたご意見をまとめたものです。市の内外の方から7名の方、19の項目についてご意見を寄せていただいたところです。本制度についてとても前向きなご意見を頂戴したところです。この意見の中から条文の読みやすさについてのご意見をいただき、前回の審議会でもわかりやすい言葉でというお話もございましたので、若干の語句の修正をいたしまして、資料4として、この度「修正案」を本日、お示しすることができました。

資料3の中で、市民の皆様から頂戴したご意見の中で、読みやすい語句だけでなく、パートナーの意味をもう少し広く解釈した「事実婚関係」が含められないか、「ファミリーシップ」の導入は考えられないか、といったご意見もいただいたところです。

それでは、「資料4」の修正案をご覧ください。山口市におけるパートナーシップ宣誓制度要綱の修正案ですが、概要につきましては、これまでご説明しましたとおり、「同居要件」のないものとし、また「自治体相互利用連携」を取り入れたものです。前回の審議会で、自治体相互利用の規定につきまして、現状の案は、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体と自治体との間で「協定」を結ぶ形にしているということで、協定がなくても、制度さえあれば、相互利用できるような形にできないか、検討したいとお答えしたところですが、総務課文書担当とも相談をしたのですが、なかなかこういう簡便な方向での良い参考になる条文がほかの自治体にも見当たらず、やむなく現在、多くの自治体を取り入れている条文にしています。

それでは、条文に沿いながら、簡単に説明をしていきたいと思えます。追加でお配りしました、「資料6 逐条解説(案)」をお開きください。

<以下、資料に沿って条文を説明>

それで事前にE委員様から、事前にご意見をいただいておりますので、あわせて、ここで補足します。まず、「手続き窓口」ですがこれは「人権推進課」ということになります。申請の手続きにあたりましては、申請される方へのプライバシーの保護やアウトティングの防止につきまして、配慮したいと思えます。

事前に予約の電話をいただくとか、予約いただければ面談室を用意するとか、当事者の方のご要望に応じまして、配慮していきたいと思えます。これも公表時には一言を書いて、そういった配慮をしますということで、そういうことが嫌な方は事前にご連絡いただけたら会場を準備してお話・面談できるようにします。

次に、具体的に日常生活、受領証等をどう利用できるか、どんな方法があるかということなのですが、先ほどご説明しましたとおりA4の大きさの受領証をそれぞれ2枚、それと携帯用としてプラスチック製の硬い材質で、たとえば保険証を持っておられるかと思えますが、あのようなサイズのを準備したいと思えます。通常はカードサイズのものを利用できるところ、窓口に見せていただいて利用できればと思えます。カードのコピーをしたい場合は、先ほどの宣誓の証明書を出される

か、コピーしても構わないという方であればそれはそれで構わないだろうと思いますが、そこはご自身の判断でおまかせしたいと思います。

次に、パブリックコメントにもありましたが、宣誓の受領証等の返還事項について、返還されたときに市が受け取るべきであるという想定を考慮いただいたほうがよろしいかと思います。条文には「お一方が無くなられたとき」とあるわけですが、もうお一方から申し出がない限り、死亡されたかどうかは、人権推進課では把握はできませんという事情です。そのまま受領証を持っておられたとしても、支障はなかろうかと今のところ考えています。

ただし、今後、制度がもう少し進化しまして、アップデートしていったら、制度を利用されている方の生存確認と言いますか、たとえば年金の受給の時のように、現況届が必要という事態でもあれば、要綱か、事務マニュアルか、運用の手順を見直して対応するという方法も将来的にはあるように思います。

もう1点、返還届に関しまして、死亡やパートナー関係解消後、返還する時期ですが、保険証のように何日以内ということではなく、随時、承るような形にしたいです。

とくに、新たなパートナーを見つけられた場合に、持っているとならば新たなパートナー関係は結べないわけですから、返していただけるものだろうと思います。

次に、パートナーの死後、死亡に関わる手続きにどういった支障があるかということについては、まず、相続関係とかは生じにくいので、その他、どういったことがあるかは想定が難しいところだと思います。

ただ、民間とかの利用中のサービスにつきまして、死後に限らず、パートナーシップ解消後は单身の方と同様な条件になるかと思いますが、その場合、单身では受けられないサービスであれば、その公的機関であればその規定や、民間であれば契約書の定めるところに従うことになるかと思いますが、それを想定して、民間であれば、そういった事態をも想定してあらかじめ契約を結んでおく。1人になっても大丈夫だよという契約を結んでおくことも大事なことになるかもしれません。

次に今後のスケジュールについて、説明します。

本日の審議会のご意見を承ったのち、最終案を市長までの決裁ということで起案するということとなります。この要綱の施行は今のところ4月当初からを考えています。3月15日に市報やホームページで市民の皆様にお知らせできるよう、準備します。

また、行政の方で宣誓はどういう取り扱いになるのかということですが、現在までに2度、制度が導入されたらできるサービスというのと、導入しなくてもできるサービスについて調査をしています。今、3度目の調査として、担当課直接に前回の調査をもとにパートナーシップ宣誓制度がなくても利用できそうなサービス、30何個くらいありましたので、それをピックアップして、担当する所管課へ再度確認の調査をしています。

パートナーシップ宣誓されていなくても利用可能なサービスについては制度の公表と同時にホームページ等で公表したいと思います。

パートナーシップ宣誓制度ができて利用できる制度は、また追々お示しできたらなと思っています。

自治体間連携の話なのですが、とりあえず県内は宇部市が先行されていますが、

2月半ばに伺って、もう少し詳しいお話ができるのではないかと思います。具体的な運用もしっかり聞いていきたいと思ひます。

市の職員に対してですが、山口市職員に研修に向けて、説明会を3月14日にする予定で準備をしています。また、その後も折を見て、こういうふうに対応してくださいという研修は、もちろん続けていきたいと思ひています。

それで、3月半ばを目指しまして、職員向けのハンドブックを、まず、バージョン1を作っていきたいと思ひています。また、内容は変更していけばアップデートして改訂版も出していけたらなと思ひます。市民向けには今、申し上げましたとおり、告知を3月15日くらいにできたらと思ひます。

制度の周知用のチラシ、A4で裏表くらいのを1枚、それと制度を利用される方への手引き、これ10ページくらいになるかと思ひますが、これを作成する予定です。このハンドブックとチラシと手引きは3点セットで作っていきこうと思ひ、あと約1月の間に作っていきたいと思ひます。

事業所の協力をまさしく得ていけないといけないのですが、ただいま、企業・職場人権学習連絡協議会というのが、人権推進課事務局でそういう勉強会がございまして、80何社くらい加盟しています。そのあたりに周知しまして、商工会議所等もそのなかに入っていちゃいますので、相談しながら、どうやって協力体制を広げていきこうかということ。またあとは民間サービスで、もし、使える制度があったら、ぜひ、宣伝してほしいという、登録をしてほしいという話を順次していきたいと思ひています。

以上で、事務局の説明を終わります。

〈議長〉

ありがとうございます。かなり長い説明で、皆さんも少し頭の中を整理しにくい部分もあったと思うのですが、この問題に関しては、これまでも議論してきたところでもありますので、今日は、その最終確認と言うような感じで受け止めていただけたらなというふうに思ひます。

ここで、皆様からのご意見、ご質問を受け付けたいと思ひます。いろいろと材料があったと思ひますが、忌憚のないご意見をお願いします、

〈A 委員〉

これは中身のことでないのですが、表示の問題なのですが、修正案の表示、こういう文書を作るときに、比較のための新旧対照表を、例えば向かって左側にその文書を書いていただいて、そして修正案を向かって右側に書いていただいて、その条文の中でどこが違うかというのを判断していただくと非常にわかりやすいので、これをひとつご検討お願いしたいと思ひます。以上です。

〈事務局①〉

対照表で、議事録等お届けする時にお届けします。

〈B 委員〉

内容というのではなく表記の仕方なのですが、ただ今の「逐条解説（案）の宣言」の（2）のところで、パートナーシップの関係があるもの同士がということの文章

で「お2人が」と「お」がついています。次の3ページの上のところには「2人で」というふうに記載されています。したがって2ページの「お」は取ったらよいと思います。あとは「双方の場合はどうする」という表記もあります。できれば表記を合わせていただきたいです。

〈議長〉

他になにかご意見とかありますでしょうか。

〈C委員〉

「宣誓」と「解消」の関係なのですけれども、例えばAさんとBさんが宣誓しましたと、事実上、何年か経って解消の意思、Aさんは解消する意思があると、新たにCさんとパートナーシップを結びたいですというときに、解消したかどうかというのは届け出が必要ですか。

Aさんが新たにCさんとパートナーシップの宣誓をしたいというときは、解消の届け出をする必要がありますか。

〈事務局①〉

解消の届け出という規定はないのですが、これは返還の届け出の対象になるので、返還届を出していただくようになります。

〈C委員〉

ですから、返還がされていないと新たなパートナーシップは結べないということですか。

〈事務局①〉

そうなると思います。

〈議長〉

他にはなにかありますでしょうか。

私の方から質問というか、確認なのですけれども、パートナーシップのパブリックコメントの資料3というのがありますけれども、先ほどの説明の中でもありましたが、もう少しパートナーシップを広げたらどうですかとか、というようなファミリーにまで広げたらとか、そういうようなご意見があったかと思います。ファミリーシップ制度ですね。これに関しての回答もあるのですが、今後の見通しとして、この問題、どう取り組まれるのかということをお伺いしたいと思います。

〈事務局②〉

このご質問ですけれども、現在、私共が予定をしていますのが、今、先行して宇部市さんが進められているというところでございまして、まずは、宇部市さんとの同じような行政サービスというところを考えていますので、現在のところファミリーシップの問題、それから、同性婚の問題とか、そういったところについて現在は考えていませんけれども、今後、そういった各市町でそういう要請というか、要望とか、そういうのが増えてまいりますと、そういうことも今後検討していく必要が

あるのかなと思っていますが、現在はそのように予定はしていないところです。

〈議長〉

ありがとうございました。

〈D 委員〉

さっきの件、私も不勉強で、ファミリーシップというのをよく知らなかったのですが、今、50 くらいの自治体が大急ぎでパートナーシップだけでは不十分だから、パートナーシップ・ファミリーシップという格好で条例の整備をされています。私ここに明石市の持ってきたのですが、ぐっと対象者の範囲も広がりますし、いわば自分の人生を考えて、結婚というところでいろいろ差別をされるので、これはやめようよというので、まずパートナーシップを作って、その後、子どもを含んだ家族がどう生きるかということを考えると、それを含んで差別が起きないような、そういうシステム、やはり一生、きちんと自治体が保証しますよというのは、ちょっと行政としては当然のことです。これ（資料 3）を見て、私は少し腹が立ったのですよ。ファミリーシップはやりませんか、何も考えていませんみたいなふうに聞こえる回答でしたから。やはり、一生をきちんと面倒見ますよと、そのためにこういうことも今後に向けて。この要綱を作るのにもものすごい努力ですし、私は素晴らしいと思いますので、それをパパッと 4 月までに追加してくださいなんて、それはできないのはわかっていますが、しかし、「一生をきちんと面倒見ますという姿勢を市役所は持っているんです」と、「そのことをぜひ信用してください」というふうに、市民に伝えることは是非、必要じゃないかなと思います。

〈事務局②〉

ご意見ありがとうございます。現在山口県の方もパートナーシップの方を進めるというようなことも、先日の知事の会見でもおっしゃられておりましたので、そういったところとまた協議をしながら、県内全体で、そういう当事者の方の住みよいまちづくりというところでは進めていきたいと思っています。

まずは、山口市としては、まずはスモールスタートと言いましょうか、そういったところでスタートしながら、徐々にそういったところの拡大という形をとらせていただければと考えています。

〈議長〉

何も決まってないことをやりますとは、少し言いにくい部分があって、こちらのパブリックコメントに対する回答が紋切り型の口調みたいな感じに見えるという、そこが気になるというご意見だと思うので、なんとか市の、今後一切やりませんよとかいうような感じではないニュアンスがなんらかの形で伝わった方がいいと思います。

できない約束はしにくいという部分があるので、なかなかそういう思い切ったことを言えないと思うのですが、わたしもその部分で思ったのが、少なくとも先ほどのお話でスモールスタートということをおっしゃったのですから、これからすぐにまたファミリーシップを追加で入れるということになるのは、制度のスタートがまた遅れてしまうということもわかりますので、これはこれとして実施する。

	<p>それとは別に、他の自治体の事例のようにパートナーシップとファミリーシップを合わせたかたちでやるのか、それともパートナーシップはパートナーシップ、そしてファミリーシップはファミリーシップで別立ての制度でやるのかとか、そういうようなことの検討は今後していく必要があるのではないかと思います。少なくともこれで終わりではないという、少なくともここからスタートなのですよというようなニュアンスが市民に伝わるような方法がないかなというのは考えます。少し検討いただければと思います。</p> <p>〈事務局②〉</p> <p>ありがとうございます。例えば、パブリックコメントの回答が行政的な文言になったというところがあります。そこにつきましては、すでにホームページの方でも回答していますので、今後、おっしゃられたように、今度できる方法として、この要綱を拡大していくのか、また、新しくファミリーシップの要綱といった制度のものを作っていくのか、そういったところから、また他市の事例等も参考にしながら研究してまいりたいと考えています。</p> <p>〈議長〉</p> <p>なかなか難しい問題だと思いますけれども、どうぞよろしくお願いします。他にはなにかありますでしょうか。</p> <p>特になければ、一応審議に関してはここまででよろしいでしょうか。</p> <p>今後、3月の公表に向けてのいろいろと、お忙しい作業にかかると思いますけれども、できるかぎり、パートナーシップ宣誓制度というのが、実効性のあるようなものとして機能するためには、やはり、周知の仕方とか、そのパートナーシップと関係ない周りの人の理解とか、そういうようなところの啓蒙の問題とかというのがあるので、公表の仕方とか、そういうところもご努力いただきたいというふうに思います。以上で本日の審議事項は終了となります。</p> <p>ー以上で会議を終了した。</p>
<p>会議資料</p>	<p>資料1 山口市人権施策推進審議会条例</p> <p>資料2 山口市人権施策推進審議会会議運営要領</p> <p>資料3 「山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（素案）」に対する御意見及びこれに対する市の考え方</p> <p>資料4 山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（修正案）</p> <p>資料5 要綱（素案）の修正箇所</p> <p>資料6 「逐条解説」（案）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域生活部人権推進課人権推進室</p> <p>TEL 083-934-2767</p>